

製品名 : タケシールAQモルタルプライマー

竹林化学工業株式会社

安全データシート

作成 : 2020年11月24日

改定 : 2022年05月20日

1. 化学品及び会社情報

製品名 : タケシールAQモルタルプライマー
 会社名 : 竹林化学工業株式会社
 住所 : 大阪府東大阪市渋川町3丁目1番43号
 担当部門 : 品質管理部
 電話番号 : 06-6721-6165
 FAX番号 : 06-6720-7308
 緊急連絡先 : 06-6721-6165
 奨励用途と使用上の制限 : 工業用(プライマー 等)
 整理番号 :

2. 危険有害性の要約

重要な危険有害性及び影響 : -
 GHS分類
 物理化学的危険性
 引火性液体 : 区分に該当しない
 健康に対する有害性
 急性毒性 (経口) : 分類できない
 (経皮) : 分類できない
 (吸入; 気体) : 分類できない
 (吸入; 蒸気) : 分類できない
 (吸入; 粉じん及びミスト) : 分類できない
 皮膚腐食性/皮膚刺激性 : 分類できない
 眼損傷性/眼刺激性 : 区分2
 呼吸器感作性 : 分類できない
 皮膚感作性 : 分類できない
 生殖細胞変異原性 : 区分1B
 発ガン性 : 区分2
 生殖毒性 : 区分1A
 授乳に対する又は授乳を介した影響 : 分類できない
 特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 分類できない
 特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 分類できない
 誤えん有害性 : 分類できない
 環境に対する有害性
 水生環境有害性 短期(急性) : 分類できない
 水生環境有害性 長期(慢性) : 分類できない
 オゾン層への有害性 : 分類できない

製品名：タケシールAQモルタルプライマー

竹林化学工業株式会社

GHSラベル要素

絵表示

:



注意喚起語

: 危険

危険有害性情報

: 強い眼刺激
 遺伝性疾患のおそれ
 発がんのおそれの疑い
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

注意書き

- [安全対策] : 使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。
 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
- [応急措置] : 眼に入った場合: 直ちに清浄な水で15分以上洗眼すること。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診断/手当を受けること。
 眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当を受けること。
- [保管] : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。
 施錠して保管すること。
- [廃棄] : 内容物/容器を法令に従って適切に廃棄すること。

GHS分類区分に該当しない他の危険有害性

- GHS分類区分に該当しない : 区分2の特定標的臓器毒性(単回)物質が1.0%以上10%未満 存在する(中枢神経系)。
 他の危険有害性 : 区分2の特定標的臓器毒性(反復)物質が1.0%以上10%未満 存在する(肝臓、腎臓、中枢神経系)。
 当社判定基準によるナノマテリアル(シリカ(非晶質))を0.1%未満含有する。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分

: 混合物

成分及び含有量

- | | | |
|---|-------------------------|----------|
| ① | アクリル樹脂 | 10～15% |
| ② | エタノール | 0.6～1.7% |
| ③ | 可塑剤 | 0.2～0.7% |
| ④ | 3-クロロ-1,2-プロパンジオール(不純物) | < 0.3% |
| ⑤ | ギ酸 | < 0.2% |
| ⑥ | 1,3-ジクロロ-2-プロパノール(不純物) | < 0.2% |

化学式又は構造式

- : ① 非公開
 ② C₂H₆O
 ③ 非公開
 ④ C₃H₇ClO₂
 ⑤ CH₂O₂
 ⑥ C₃H₆Cl₂O

官報公示整理番号(化審法)

- : ① 非公開
 ② 2-202
 ③ 非公開
 ④ 2-2441
 ⑤ 2-670
 ⑥ 2-2002

官報公示整理番号(安衛法)

- : ①～③、⑤既存

竹林化学工業株式会社

CAS番号	④	2-8-62,2-8-76
	⑥	2-2002
	①	非公開
	②	64-17-5
	③	非公開
	④	96-24-2
	⑤	64-18-6
	⑥	96-23-1

4. 応急措置

吸入した場合	：	新鮮な空気の場所に移動させ安静にし、直ちに医師の処置を受ける。必要に応じて医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	：	多量の水および石鹸で洗い流す。症状が出た場合は、必要に応じて医師の診断を受ける。
目に入った場合	：	直ちに清浄な流水で15分以上洗眼した後、医師の処置を受ける。
飲み込んだ場合	：	水で口の中を洗浄し、コップ1～2杯の水または牛乳を飲ませる。直ちに医師の処置を受ける。被災者に意識がない場合には、口から何も与えてはならない。
応急措置をする者の保護	：	救済者は、ゴム手袋、ゴーグル等の適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤	：	粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、霧状水。
使ってはならない消火剤	：	特になし
特有の危険有害性	：	燃焼ガスには、窒素酸化物や一酸化炭素等の有害ガスが含まれるので、消火作業の際には煙の吸入を避ける。
特有の消火方法	：	火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。消火作業は、可能な限り風上から行う。関係者以外は安全な場所に退避させる。周囲の設備などに散水して冷却する。消火のための放水等により、製品もしくは化学物質が河川や下水に流出しないよう適切な措置を行う。
消火を行う者の保護	：	消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。燃焼ガスには、一酸化炭素等の有害ガスが含まれているので、消火作業の際には、適切な呼吸用保護具を着用し、煙の吸入を避ける。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	：	作業には、必ず適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する。多量の場合、関係者以外を安全な場所に退避させ、風上から作業する。漏出した場所の周囲にはロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。必要に応じた換気を確保する。
環境に対する注意事項	：	漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
除去方法	：	少量の場合、吸着剤(土、砂、ウエス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾等でよく拭き取る。多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラム等に回収する。
二次災害の防止策	：	床を濡れた状態で放置すると滑り易く、スリップ事故の原因となるため注意する。漏出物の上をむやみに歩かない。回収物の収納容器は、内容物の処分を行うまで密閉しておく。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

製品名：タケシールAQモルタルプライマー

竹林化学工業株式会社

- 技術的対策：取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
- 注意事項：-
- 安全取扱い注意事項：作業場の換気を十分に行う。保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用。取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

保管

- 適切な保管条件：凍結、直射日光を避け、換気の良い屋内に保管し、保管時の温度が5℃以下及び40℃以上にならないようにする。使用後は、皮張り、腐敗防止のために、密栓（または密閉）して速やかに使用する。
- 安全な容器包装材料：製品使用の容器に準ずる。

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策：蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
- 管理濃度：設定されていない
- 許容濃度
- 日本産業衛生学会：5 ppm(9.4mg/m³)【ぎ酸】
- ACGIH：TWA -,STEL 1000 ppm【エタノール】、TWA 5 ppm,STEL 10 ppm【エタノール】
- 保護具
- 呼吸器用の保護具：呼吸器保護具
- 手の保護具：不浸透性(耐薬品、耐油、耐溶剤)保護手袋。
- 眼の保護具：側板付保護眼鏡(必要によりゴーグル型または全面)
- 皮膚及び身体の保護具：静電気防止加工長袖作業衣等。
- 適切な衛生対策：取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

- 物理的状态：液体
- 色：乳白色
- 臭い：微臭

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

- 融点/凝固点：0℃[水]、-117℃[エタノール]
- 沸点又は初留点及び沸騰範囲：100℃[水]、79℃[エタノール]

可燃性：データなし。

爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界

- 爆発限界 上限：3.3 vol%[エタノール]
- 爆発限界 下限：19 vol%[エタノール]
- 可燃限界：データなし。

引火点：データなし。

自然発火点：363℃[エタノール]

分解温度：データなし。

pH：データなし。

動粘性率：データなし。

溶解性

- 水溶解性：可溶
- 溶媒溶解性：データなし。

n-オクタノール/水分分配係数(log値)：-0.32[エタノール]

蒸気圧：データなし。

密度及び/又は相対密度：データなし。

製品名：タケシールAQモルタルプライマー

竹林化学工業株式会社

相対ガス密度 : データなし。
 粒子特性 : データなし。
 その他のデータ :

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱い条件において、光、熱、衝撃に対し化学的に安定。
 危険有害反応可能性 : 知見無し
 避けるべき条件 : 5°C以下の低温及び40°C以上の高温
 混触危険物質 : 知見無し
 危険有害な分解生成物 : 知見無し
 その他 : 情報なし。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口) : 分類できない(計算値)(未知成分33.33%)
 (経皮) : 分類できない(計算値)(未知成分33.33%)
 (吸入:気体) : 分類できない(計算値)(未知成分33.33%)
 (吸入:蒸気) : 分類できない(計算値)(未知成分33.33%)
 (吸入:粉じん及びミスト) : 分類できない(計算値)(未知成分33.33%)
 皮膚腐食性/皮膚刺激性 : 分類できない(但し、ぎ酸は区分1、1,3-ジクロロ-2-プロパノールは区分2)
 眼損傷性及び眼刺激性 : 区分2(但し、ぎ酸は区分1、エタノールは区分2B、3-クロロ-1,2-プロパンジオール、1,3-ジクロロ-2-プロパノールは区分2A)
 呼吸器感作性 : 分類できない
 皮膚感作性 : 分類できない
 生殖細胞変異原性 : 区分1B
 発ガン性 : 区分2(但し、エタノールは区分1A)
 IARC : グループ1(エタノール)、グループ2B(3-クロロ-1,2-プロパンジオール、1,3-ジクロロ-2-プロパノール)
 日本産業衛生学会 : -
 生殖毒性 : 区分1A(但し、エタノールは区分1A、3-クロロ-1,2-プロパンジオールは区分1B)
 特定標的臓器毒性(単回ばく露)
 : エタノール ; 区分3(気道刺激性、麻酔作用)
 ぎ酸 ; 区分1(中枢神経系、呼吸器、血液系、腎臓)
 1,3-ジクロロ-2-プロパノール ; 区分1(肝臓)
 3-クロロ-1,2-プロパンジオール ; 区分1(呼吸器系)区分1(腎臓)、区分2(中枢神経系)、
 区分3(気道刺激性)
 特定標的臓器毒性(反復ばく露)
 : エタノール ; 区分1(肝臓)、区分2(中枢神経系)
 ぎ酸 ; 区分2(呼吸器)
 1,3-ジクロロ-2-プロパノール ; 区分1(肝臓、腎臓、血液系)、区分2(呼吸器)
 3-クロロ-1,2-プロパンジオール ; 区分1(腎臓)、区分2(血液)
 誤えん有害性 : 分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性 : 分類できない
 残留性/分解性 : 分類できない
 生体蓄積性 : データなし。
 土壌中の移動度 : データなし。
 その他のデータ : データなし。

竹林化学工業株式会社

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物：焼却する場合、関連法規・法令を遵守する。廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の特別管理廃棄物、消防法を遵守し、適正に処理する。
- 汚染容器及び包装：空の汚染容器・包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関係法規・法令を遵守して、適正に処理する。

14. 輸送上の注意

- 国内法規制 陸上輸送：消防法、労働安全衛生法等に該当する場合は定められている運送方法に従う。
- 海上輸送：船舶安全法に該当する場合は定められている運送方法に従う。
- 航空輸送：航空法に該当する場合は定められている運送方法に従う。
- 国際法規制：航空運輸はIATA、および海上輸送はIMDGの規制に従う。
- 国連分類：国連分類の定義上危険物に該当しない。
- 国連番号：該当しない。
- 国連品名：
- 容器等級：該当しない。
- 海洋汚染物質：該当しない。
- 輸送の特定の安全対策及び条件：輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15. 適用法令

国内適用法

- 化審法 特定化学物質：該当しない。
- 監視化学物質：該当しない。
- 優先評価化学物質：法第2条5項 ぎ酸
- 消防法 危険物：指定可燃物、可燃性液体類(法第9条の4、危険物規制令別表第4)
- 安衛法 表示：61号 エタノール
- 有機則：該当しない。
- 特化則：該当しない。
- 通知対象物質：61号 エタノール
- 毒物劇物取締法：否
- 船舶安全法：該当しない。
- 航空法：該当しない。
- 化学物質管理促進法(PRTR法)：該当しない。
- 大気汚染防止法：揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
揮発性有機化合物
揮発性有機化合物 法第2条第4項 平成14年度VOC排出に関する調査報告)
揮発性有機化合物
- 海洋汚染防止法：有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
ぎ酸
クロロヒドリン

竹林化学工業株式会社

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

エチルアルコール

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

： 特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年環境省令第12号)

ロに掲げる有機溶剤を含む物

イに掲げる有機溶剤を含む物

イ、ロ又はハに掲げる有機ハロゲン化合物以外の有機ハロゲン化合物を含む物

イに掲げる有機ハロゲン化合物を含む物

悪臭防止法

： 該当しない。

16. その他の情報

引用文献

1) 原料SDS

2) 社団法人 日本塗料工業会

※ ここに記載した情報は、当社の最善の知見に基づくものですが、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。すべての化学製品には未知の有害性がありうるため、取扱いには細心の注意が必要です。使用前のテストを含め、本品の適性に関する決定は使用者の責任において行ってください。

記載内容の問合せ先

会社： 竹林化学工業株式会社

担当部門： 品質管理部